

広島県告示第千七百七十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条の規定によつて、次の地方卸売市場の卸売業者の変更を認定した。

令和二年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

認定番号	開設者		地方卸売市場	取扱品目	変更の 認定年 月日	
	名称	住所				
広島県第 一〇二号	株式会社尾 道地方卸売 市場	尾道市東 尾道七番 地二	尾道地方卸 売市場	尾道市東尾 道七番地二	水産物及び これらの加 工品	令和二年 十一月二 〇日